

農業所得の申告について

(町民税務課)

毎年1月1日から12月31日までの1年間に農業を営み農産物の販売金額による収入等があった人は、申告をする必要があります。ただし、事業として行っていない農業(農産物を全く出荷・販売せずに、自家用の飯米や野菜のみの場合)については、申告の必要はありません。

○平成26年1月から記帳・帳簿等の保存が必要になりました。

・記帳する内容

売上などの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日・売上先・仕入先・経費の金額等を帳簿に記載します。

・帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。収入金額や必要経費を記載した帳簿は7年、その他(請求書・領収書等)は5年保存が必要です。

○事前相談会のお知らせ

農業所得の申告は、収入の大小にかかわらず、申告者ご自身による収支計算のもと行うものです。今年度も平成27年2月に

農業所得事前相談会を予定しています。確定申告は、例年混雑しますので、申告がスムーズに進むようにぜひ相談会をご利用ください。

青色申告は、納税者自ら税法に従って計算し、納税する制度です。役場での申告受付はできませんので、ご注意ください。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966 (直通)

e-TAXによる電子申告をされる方へ

(町民税務課)

一般的な個人所得の電子申告に必要な「電子証明書」は、住民基本台帳カードのICチップに情報を格納することにより使用できます。

○カードの新規発行

持参するもの

・運転免許証(ICチップ入り)
・免許証の暗証番号
・認印
・発行手数料(1,000円)

※免許証の内容変更や暗証番号を忘れた場合は、事前に警察署で変更手続きや番号の照会を済ませてください。免許証をお持ちでない方は文書照会、回答書のやりとりになります。

○電子証明の格納のみ

持参するもの

・住民基本台帳カード
・運転免許証
・認印
・発行手数料(500円)
※即日発行可。

(カードの有効期限内に限る)

○お問い合わせ

町民税務課 町民G
☎(84)1965 (直通)

土地・家屋の届出について

(町民税務課)

土地や家屋に対する固定資産税は、毎年1月1日現在で課税されます。年内に家屋の滅失(取り壊し)や増築・改築をされた場合、または売買などにより未登記家屋の所有者が変わった場合には、町民税務課まで届出してください。

また、土地の現況地目を変更している場合にも同様です。

ただし、すでに法務局で登記を済まされている場合には、届出をする必要はありません。

○堤防強化事業での移転者のみ

なさんへ

年内に家屋(新家屋)が完成し、買取契約した家屋(旧家屋)の取り壊しが年明けになると、新旧両方の家屋に固定資産税が課税されます。

固定資産税は1月1日現在での取扱になりますので、家屋の完成時期と買取家屋の取り壊し時期にご注意ください。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966 (直通)

臨時福祉・子育て世帯臨時特例給付金の申請期間が終了します

(健康福祉課)

臨時福祉・子育て世帯臨時特例給付金の申請期間は、平成27年1月5日(月)までとなります。申請がお済みでない方は、早目に申請をお願いいたします。

※申請書は、給付対象者の方へ6月末に郵送しております。

(申請書を紛失してしまった場合は、役場にて再交付いたします。)

○臨時福祉給付金

・申請、受給者の本人確認書類(運転免許証等の写し)
・通帳の写し

※65歳未満の方で年金を受給されている方は、6月に年金機構より送付された「年金額改定通知書」の写し

○子育て世帯臨時福祉給付金

・申請、受給者の本人確認書類(顔写真のある証明証の写し)

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G
☎(84)0006 (直通)